

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（かんがい排水事業）三谷管路地区）計画を変更することについて令和8年2月25日認可した。

令和8年3月6日

香川県知事 池 田 豊 人